

【貨物】行政処分状況（令和2年10月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	2020年10月28日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	(事業者) 合名会社 読谷運輸 代表社員 嶺井政邦 (法人番号9360003003971) (位置) 沖縄県読谷村座喜味3152番地
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	(事業者) 本社営業所 (位置) 同上
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(65日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条1項、同条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和2年9月9日、適正化実施機関の行った巡回指導の評価結果を端緒に監査実施。4件の違反事実が認められた。 (1)日常点検の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2) (2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項) (3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項) (4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 7点 (当該営業所) 7点